

りす丸式

民法用語一覧チャート

民法は「総則・物権・債権」の三本柱。
ワード（用語）を制する者が
民法を制する!



2. 物権
モノに対する権利

3. 債権
約束・責任

1. 総則
民法の「基礎言語」

1. 総則

① 権利能力

- ✓ 権利能力：人は生まれた瞬間から権利を持てる
- ✓ 胎児の権利能力：相続など一部で「生まれたものとみなす」

② 意思表示

- ✓ 心裡留保：冗談でも相手が本気と信じれば有効
- ✓ 虚偽表示：当事者同士のウソは無効だが、善意の第三者には対抗不可
- ✓ 錯誤：重大な勘違いによる契約は取り消せる
- ✓ 詐欺・強迫：騙された・脅された契約は取り消せる

③ 制限行為能力者

- ✓ 未成年者：原則、親（法定代理人）の同意が必要
- ✓ 同意なき契約の取消：同意のない契約は取り消せる
- ✓ 成年被後見人：ほぼすべての法律行為を取り消せる

④ 法人

- ✓ 法人の権利能力：目的の範囲内で権利義務を持つ
- ✓ 権利能力なき社団：法人ではないが法律行為が可能 ※管理組合はこれ

⑤ 代理

- ✓ 代理権：本人の代わりに法律行為をする権限
- ✓ 無権代理：代理権がない行為に本人は拘束されない
- ✓ 追認：本人が後から認めれば有効になる
- ✓ 表見代理：外見上代理権があると信じた第三者を保護

⑥ 無効・取消

- ✓ 無効：最初から効力なし
- ✓ 取消：一度は有効だが、後から効力を失う
- ✓ 追認：取消できる契約を有効に確定させる行為

⑦ 時効（2020年改正）

- ✓ 取得時効：一定期間占有すると所有権を取得できる
- ✓ 消滅時効：権利を使わないと消える
- ✓ 更新：時効の進行がリセット
- ✓ 完成猶予：時効の完成が一時ストップ



民法用語一覧チャート

2. 物権

- ① 占有権・所有権
 - ✓ 占有権：モノを事実上支配している者の権利
 - ✓ 即時取得：善意無過失の第三者は、無権利からでも動産の所有権を取得できる
- ② 対抗要件
 - ✓ 対抗要件：第三者に権利を主張するための形式。不動産では「登記」にあたる
- ③ 担保物件
 - ✓ 抵当権：不動産を担保にして債務の弁済を確保する権利
- ④ 用益物権
 - ✓ 地役権：他人の土地を自分の土地の貯めに利用できる権利



3. 債権

- ① 契約
 - ✓ 要物契約：モノの引き渡して成立する契約
 - ✓ 語成契約：合意だけで成立する契約
 - ✓ 善管注意義務：専門家として通常期待される注意義務
 - ✓ 契約不適合責任：契約内容に適合しない場合の売主側の責任 ※旧瑕疵担保責任
- ② 債務不履行・損害賠償
 - ✓ 履行遅滞：期限までに履行されない状態
 - ✓ 履行不能：履行が客観的に不能な状態
 - ✓ 不完全履行：履行はされたが契約通りではない
 - ✓ 損害賠償請求権：不法行為による損害を補填させる権利
- ③ 不法行為
 - ✓ 使用者責任：従業員の行為について会社（使用者）が負う責任
 - ✓ 工作物責任：建物・設備の欠陥にゆよる損害の責任
 - ✓ 共同不法行為：複数人が関与した府方向による損害の責任
- ④ 時効
 - ✓ 管理費の消滅時効：管理費・修繕積立金の請求権は5年で消滅する
- ⑤ 相続
 - ✓ 遺産分割前の債務：相続人全員が法定相続分で負担
 - ✓ 工作物責任：建物・設備の欠陥にゆよる損害の責任
 - ✓ 管理費請求先：相続人確定前は相続財産管理人などへ請求可能
 - ✓ 相続放棄：相続を拒否する制度

